

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 4 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 3 9 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 6 2 年規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 の表中

5,499円	13,975円		5,799円	14,597円
6,143円	13,975円		6,260円	14,597円
6,703円	15,237円		6,874円	16,191円
7,023円	18,016円		7,157円	19,610円
7,326円	20,864円		7,534円	22,499円
7,576円	22,564円		7,697円	24,084円
7,766円	23,666円	を	8,007円	26,238円
7,711円	25,354円		7,821円	26,868円
7,348円	26,187円		7,536円	27,949円
6,192円	22,694円		6,450円	23,237円
4,200円	17,484円		4,400円	17,755円
4,200円	13,975円		4,400円	14,597円

に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新規則の規定は、適用日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額

及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。